

労働基準法って、どんな法律？

労働基準法とは、賃金、労働時間、休暇といった労働条件の最低基準を定めまた、労働者を保護するための法律です。

労働基準法は、戦後まもなく昭和22年4月7日法律第49号として、働く者の労働条件の基準を定め不当に労働を強要されないよう、労働者と使用者が対等の立場にたつて、労働協約、就業規則及び労働契約を決定し、労働者、使用者とも誠実に義務を履行しなければならないことを規程している法律です。

労働基準法は、労働者にとっても、使用者にとっても切っても切れない大切な法律です。労働者はその権利を堂々と主張し、安心して働くことができ、又、使用者は労働者の権利を守りつつ効率的な会社を創り上げなければなりません。

労働条件についての法律は、労働基準法以外に重要な法律がいくつかあります。

労働安全衛生法	職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進することを目的とし、労働災害防止のための基準について定めている法律
労働者災害補償保険法	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、死亡などに対する、労災補償について定めている法律
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇確保を目的とする法律
育児休業法(略)	育児休業制度について定めている法律
労働者派遣法(略)	派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図ることを目的とする法律
雇用保険法	労働者の生活の安定を図るとともに就職を促進し労働者の福祉の増進を図ることを目的とする法律

労働基準法等で定められている事は、最低限の基準です。

働く者、使用者ともよりよい労働条件を作り出すことが大切です。